1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

[産業廃棄物行政組織等調査(平成21年度実績)による]

(1)調査方法

①調査対象機関 47 都道府県、62 政令市

②調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

(2) 調査結果の概要

平成 22 年 4 月 1 日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で 21,477 施設(前年度 21,544 施設) となっており、前年度より 67 施設(前年度比約 0.3%) 減少している。 (表 1-1 参照)

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	施設	 数	平成21年度分			
<u> </u>	(平成22年4月	1日現在)	新規施設数	変更許可数	廃止施設数	
中間処理施設	19, 320	(19, 345)	544	130	555	
汚 泥 の 脱 水 施 設	3, 532	(3, 774)	43	10	190	
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械)	243	(244)	2	4	1	
汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日)	67	(70)	0	2	2	
汚 泥 の 焼 却 施 設	680	(683)	18	3	17	
廃 油 の 油 水 分 離 施 設	258	(260)	17	1	10	
廃 油 の 焼 却 施 設	680	(699)	16	0	21	
廃酸・廃アルカリの中和施設	142	(149)	1	0	11	
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 の 破 砕 施 設	1, 738	(1, 649)	94	29	35	
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 の 焼 却 施 設	956	(983)	17	3	26	
木くず又はがれき類の破砕施設	9, 283	(9, 056)	300	74	187	
コンクリート固型化施設	35	(36)	1	0	1	
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	(8)	0	0	0	
シアン化合物の分解施設	151	(161)	5	0	14	
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	16	(14)	2	0	0	
P C B 廃 棄 物 の 焼 却 施 設	0	(0)	0	0	0	
P C B 廃 棄 物 の 分 解 施 設	17	(19)	0	0	1	
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	11	(11)	0	0	1	
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1, 503	(1, 529)	28	4	38	
最終処分場	2, 157	(2, 199)	14	17	47	
遮 断 型 処 分 場	32	(32)	0	0	0	
安 定 型 処 分 場	1, 283	(1, 326)	10	11	34	
管 理 型 処 分 場	842	(841)	4	6	13	
h 計	21, 477	(21, 544)	558	147	602	

注) 1.() 内は前年度の調査結果

①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 19,320 施設となっており、前年度との比較では 25 施設 (前年度比 0.1%) の減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破砕施設が 48.0%、汚泥の脱水施設が 18.3%、廃プラスチック類の破砕施設が 9.0%を占めている。

新規に許可を受けた焼却施設は 21 施設であり、前年度と比べて 2 施設の減少となった。(経年変化は図 1-1 参照)

②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 2,157 施設となっており、前年度との比較では 42 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 14 施設であり、前年度と比べて 7 施設の減少となった。(経年変化は図 1-2 参照)

(参考) 産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

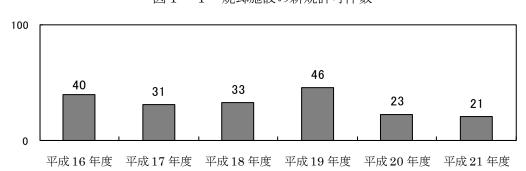


図1-1 焼却施設の新規許可件数

注) 焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ 施設も施設数で1としているため、表1-1の数値とは一致しない。

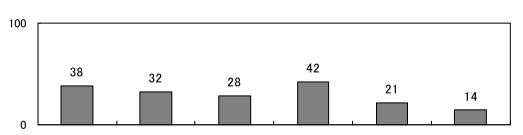


図1-2 最終処分場の新規許可件数

平成 16 年度 平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度 平成 21 年度

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

[産業廃棄物行政組織等調査(平成21年度実績)による]

(1)調査方法

①調查対象機関 47 都道府県、62 政令市

②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数

(2)調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成 22 年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より 11,315 件増加し、 327,220件となっている。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、32,077件であった。 (図2-1、表2-1参照)

図2-1 許可件数の経年変化

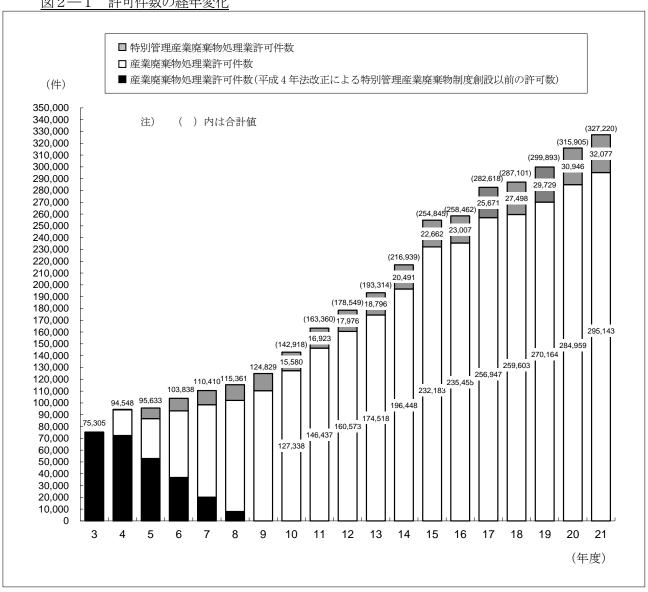


表2-1 産業廃棄物処理業の許可件数(平成22年4月1日現在)

許可	件数	
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	合 計
295, 143	32, 077	327, 220

(内 訳)

(ア) 産業廃棄物処理業の許可件数

RITE HOLD	で注条 グローリ 十数			
		許可件数	平成2	1 年 度
		(平成22年4月1日現在)	新規許可件数	更新許可件数
収集運搬業		281, 158 (271, 222)	19, 412 (20, 062)	38, 158 (35, 623)
	積替あり	8, 590 (8, 528)	196 (271)	1, 411 (1, 477)
	積替なし	272, 568 (262, 694)	19, 216 (19, 791)	36, 747 (34, 146)
処分	· 業	13, 985 (13, 737)	509 (610)	2, 430 (2, 346)
	中間処理のみ	12, 917 (12, 663)	495 (592)	2, 258 (2, 166)
	最終処分のみ	417 (428)	7 (13)	51 (69)
	中間・最終	651 (646)	7 (5)	121 (111)
	合 計	295, 143 (284, 959)	19, 921 (20, 672)	40, 588 (37, 969)

(イ) 特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

		許可件数	平成 21 年度
		(平成22年4月1日現在)	新規許可件数 更新許可件数
収集	運搬業	31, 184 (30, 064)	1,800 (1,987) 3,198 (8,587)
	積替あり	1, 166 (1, 144)	29 (44) 133 (450)
	積替なし	30, 018 (28, 920)	1,771 (1,943) 3,065 (8,137)
処分	分業	893 (882)	34 (32) 108 (392)
	中間処理のみ	815 (814)	28 (30) 101 (363)
	最終処分のみ	53 (45)	3 (2) 4 (14)
中間・最終		25 (23)	3 (0) 3 (15)
	合 計	32, 077 (30, 946)	1,834 (2,019) 3,306 (8,979)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 - 2. () 内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 21 年度における産業廃棄物処理業の廃止(一部廃止を除く)の届出件数は合計 4,205 件であった。(表 2-2 参照)

表 2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数(平成 21 年度)

廃止届	出件数	A =1
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	合 計
3, 775	430	4, 205

(内 訳)

		産業原	笔 棄	物	特別管理	産業	廃棄物
収集道	重搬業	3, 469	(3,	514)	403	(537)
	積替あり	121	(144)	18	(58)
	積替なし	3, 348	(3,	370)	385	(479)
処 分	業	306	(350)	27	(22)
	中間処理のみ	288	(304)	25	(20)
	最終処分のみ	8	(37)	1	(1)
	中間・最終	10	(9)	1	(1)
合	計	3, 775	(3,	864)	430	(559)

注) 1.() 内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査(平成21年度実績)による〕

(1)調査方法

①調査対象機関 47 都道府県、62 政令市

②調査内容 行政処分等

(2) 調査結果の概要

平成 21 年度における法第 18 条の報告徴収は 13,777 件(前年度 15,786 件)、法第 19 条の立入検査件数は、198,697 件(前年度 198,326 件)であった。

また、平成 21 年度における行政処分については、法第 14 条の 3 の 2 (産業廃棄物処理業の許可取消し)と法第 14 条の 3 による処分(産業廃棄物処理業の停止処分)の合計は 1, 162 件(前年度 861 件)、法第 14 条の 6 による処分(特別管理廃棄物処理業の許可取消し・停止処分)の合計は 115 件(同 70 件)、法第 15 条の 3 による処分(産業廃棄物処理施設の許可取消し)と法第 15 条の 2 の 6 による処分(産業廃棄物処理施設の許可取消し)と法第 15 条の 2 の 6 による処分(産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令)の合計は 80 件(同 85 件)、法第 19 条の 3 の命令(改善命令)は 47 件(同 40 件)、法第 19 条の 5 の命令(措置命令)は 28 件(同 16 件)、法第 19 条の 6 の命令(措置命令)は 28 件(同 20 件)であった。(表 20 ~ 20)に

表3-1 行政処分等の件数(平成21年度)

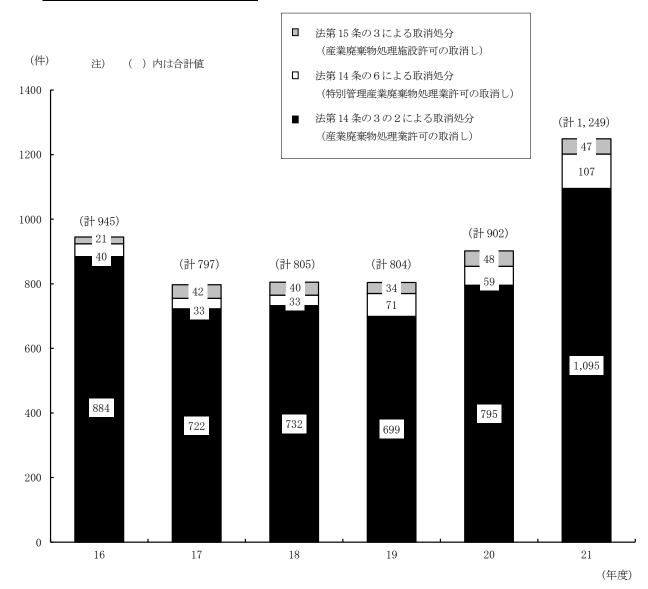
		処分等の内容		件	数
立 1 松木 燃		法第18条の報告徴収		13, 777	(15, 786)
立入検査等		法第19条の立入検査		198, 697	(198, 326)
管理票に関する		法第12条の6の勧告		1	(14)
行政指導		法第12条の6に係る指導		394	(113)
		(産業廃棄物処理業)		1, 162	(861)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し	1,095	(795)
	计算1.4条页2页加入	全部停止	64	(62)	
	処	法第14条の3の処分	一部停止	3	(4)
	処理業	(特別管理産業廃棄物処理業)		115	(70)
		VI folio for for th	許可の取消し	107	(59)
		法第14条の6の処分	全部停止	8	(10)
行政処分			一部停止	0	(1)
		(産業廃棄物処理施設)		80	(85)
	処理施	法第15条の3の処分	許可の取消し	47	(48)
	施設	计第15条页页页页相八	改善命令	17	(24)
	PA.	法第15条の2の6の処分	停止命令	16	(13)
	事	法第19条の3による処分	改善命令	47	(40)
	事業者等	法第19条の5による処分	措置命令	28	(16)
	等	法第19条の6による処分	措置命令	0	(0)

注) 1.() 内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分の推移

図3-1 取消処分件数の経年変化



注) 1. 平成21年度の数値は、都道府県及び政令市に対し21年4月から平成22年3月末までの実績を調査 した結果である。

b)産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
中間処理施設	17,787	19,540	19,284	19,931	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320
汚 泥 の 脱 水 施 設	6,715	6,708	6,646	6,690	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532
汚泥の乾燥施設 (機械)	234	232	242	236	238	242	248	245	244	243
汚泥の乾燥施設 (天日)	88	82	84	82	78	73	74	71	70	67
汚 泥 の 焼 却 施 設	709	717	644	650	654	679	691	696	683	680
廃油の油水分離施設	264	271	261	264	265	256	253	258	260	258
廃油の焼却施設	646	646	629	639	635	639	668	691	699	680
廃酸・廃アルカリの中和施設	178	193	196	200	200	186	182	167	149	142
廃プラスチック類の破砕施設	617	703	832	958	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738
廃プラスチック類の焼却施設	1,708	1,572	1,125	1,069	1,076	1,052	1,009	980	983	956
木くず又はがれき類の破砕施設	4,091	5,970	6,684	7,248	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283
コンクリート固型化施設	47	46	44	44	43	40	37	36	36	35
水銀を含む汚泥のばい焼施設	7	7	6	7	8	8	8	8	8	8
シアン化合物の分解施設	245	235	230	225	216	194	182	177	161	151
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の 溶 融 施 設	_	_	-	_	_	_	-	_	14	16
PCB 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB 廃棄物の分解施設	5	10	13	15	18	16	17	20	19	17
PCB 廃棄物の洗浄施設	0	3	5	7	13	16	13	13	11	11
その他の焼却施設	2,233	2,145	1,643	1,597	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503
最終処分場	2,750	2,711	2,641	2,490	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157
遮断型処分場	41	41	39	35	33	33	33	32	32	32
安定型処分場	1,674	1,651	1,632	1,494	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283
管理型処分場	1,035	1,019	970	961	961	889	880	860	841	842
合 計	20,537	22,251	21,925	22,421	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成22年4月1日現在)

北	都 道	府	県	中間	処理施設	> + .bt +n +b =n.	最終処分場
青 森県県 494 89 20 宮下城田県県 346 63 26 秋山田県県 314 47 24 山福泉県県 327 73 23 海茨県県県 427 154 44 村井県県 431 88 36 野県県県 520 138 3 大東県県県 598 187 37 神奈川県 639 154 28 新富山川県 639 154 28 第二十八日県県 639 154 28 第二十八日県県 639 154 28 第二十八日県県県 633 150 47 第二十八日県県 160 62 14 14年県県 160 62 14 14里県県 140 21 4 157 79 26 20 24 203 15年県県県県県県 316 97 17 17 18 31 15 157 92 34 34 17 17 19 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ノラ焼却心設</td> <td></td>						ノラ焼却心設	
岩 手県 427 56 37 宮 秋田 田 県県 314 47 24 山 形 県県県 327 73 23 福 茨 栃田 県県県 327 73 23 396 123 69 技 栃田 県県県 427 154 44 44 427 154 44 44 427 154 44 58 187 37 35 7月 59 53 17 7月 59 53 17 7月 59 5 5 7月 469 48 34 7月 469 48 34 7月 469 48 34 7月 160 62 14 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
宮秋田県 346 63 26 秋田県県 314 47 24 山形島県県 396 123 69 茨栃馬県県 427 154 44 村井県県 427 154 44 大東県県 420 138 36 大東県県 598 187 37 大東京川県 639 154 28 大田県県県 633 150 59 5 大田県県県 633 150 48 34 27 福田県県県 160 62 14 44 27 48 27 34 27 34 27 34 27 34 27 34 27 34 27 34 27 34 27 34 27 34 34 27 34 34 27 34 34 34							
秋田県県 314 47 24 山田形島県県県県 396 123 69 大栃黒県県 427 154 44 大栃井県県県 427 154 44 大原県県県県県 427 154 44 大兵森県県県 590 53 17 大兵森県県県 598 187 37 大兵森県県 598 187 37 大兵森県県 639 154 28 新富山川県県 639 154 28 新富山川県県 669 48 34 石福山長県県県 160 62 47 本野阜県県 160 62 24 東県県県 316 97 17 神野県県県 316 97 17 神野県県県県 320 42 203							
田田							
福島県							
大兵							
ボ							
群馬県 431 88 36 埼玉県県 520 138 3 東京都 370 59 5 神奈川県 639 154 28 新潟県 633 150 47 富山県県 469 48 34 石川県県 187 34 27 福山県県県 160 62 14 山長野県 570 79 26 岐草岡県県 316 97 17 静愛 知県県 1,045 185 115 三直賀都府 178 31 15 大麻麻県県 201 41 34 京阪 県県 73 14 17 大麻歌山県 175 26 10 島間山県県 208 26 23 田川県県 208 26 23 田川県 157 19 15 島間山県県 208 26 23 田川県 208 26 131 84 大田県 179 34 11 香畑県						53	17
千東県東京都 598 187 37 神奈川県 639 154 28 新編県 633 150 47 富山県県 469 48 34 石川県県 187 34 27 福井県県 160 62 14 山景県県 570 79 26 岐野県県 316 97 17 静野県県 570 79 26 岐野県県 316 97 17 静野県県 986 224 203 東県県 1,045 185 115 三直賀郡原県県 178 31 15 大兵東県 73 14 17 大兵東県県 73 14 17 京政県県 175 26 10 島県県県 157 19 15 島島岡県県 457 103 45 広山県県 526 131 84 山県県 526 131 84 山県県 194 34 40 変別に 165 <td>群</td> <td>馬</td> <td></td> <td></td> <td>431</td> <td>88</td> <td>36</td>	群	馬			431	88	36
東京都 370 59 154 28	埼	玉	県		520	138	3
# 奈 川 県 639 154 28	千:	葉	県		598	187	37
新潟県 633 150 47	東	京	都		370	59	5
富山県県 469 48 34 27 福井県 160 62 14 山梨県県 140 21 4 長野県 570 79 26 岐阜県県 316 97 17 静岡県県 986 224 203 愛知県県 1,045 185 115 三重県県 557 92 34 旅京 原県県 201 41 34 京阪 原県県 583 139 42 京都府府 178 31 15 大阪庫県県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 島県県 208 26 23 岡山県県 457 103 45 広山島県県 536 149 102 山徳島県県 179 34 11 香愛高知県県 502 79 52 高福岡県県 194 34 40 愛高知県県 102 79 52 高福岡県 102 79 52 高福岡県 </td <td></td> <td></td> <td>県</td> <td></td> <td></td> <td>154</td> <td>28</td>			県			154	28
 石川県県 187 34 27 福井県 160 62 14 山梨県県 570 79 26 岐阜県県 316 97 17 静岡県県 986 224 203 愛知県 1,045 185 115 三重県 557 92 34 涼都府 178 31 15 大阪庫県 583 139 42 奈歌山県 175 26 10 鳥県県 73 14 17 和県県 208 26 23 岡山県県 457 103 45 広山県県 556 131 84 高川県県 556 131 84 徳西川県県 556 131 84 徳西川県県 179 34 11 香媛県 709 52 福岡県県 179 34 11 香媛県県 502 79 52 高田岡県 65 28 15 福岡賀県県 225 39 43 長熊 773 39 26 長熊 773 39 26 長熊 773 39 26 長熊 273 39 26 長熊 346 45 37 大宮県県 225 39 43 長郎 242 44 48 宮児島県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30 	新	潟	県		633	150	47
福 井 県 160 62 14 山 梨 県 140 21 4 長 野 県 570 79 26 岐 阜 県 316 97 17 静 図 県 986 224 203 愛 知 県 1,045 185 115 三 重 賀 駅 201 41 34 京 郡 府 178 31 15 大 阪 庫 県 583 139 42 奈 良 県 73 14 17 和歌 山 県 175 26 10 鳥 取 県 208 26 23 岡 山 県 457 103 45 広 山 島 県 208 26 23 岡 山 県 457 103 45 広 山 島 県 179 34 11 香 別 県 526 131 84 徳 別 県 194 34 40 愛 高 知 県 194 34 40 愛 6 知 媛 9 502 79 52 高 知 県 165 28 15 福 岡 県 225 39 43 長 崎 県 273 39 26 熊 太 分 県 294 44 48 宮 児 県 291 42 68 鹿 児 島 県 432 38 33	富	Щ					
山梨県県野県 140 21 4 長野県 316 97 17 静岡県県 986 224 203 愛知県県 1,045 185 115 三重県県 557 92 34 滋育部府 178 31 15 大阪原県県 73 14 17 大阪原県県 73 14 17 島県県 175 19 15 島根県 208 26 23 岡山県県 457 103 45 広島県県 536 149 102 広島県県 179 34 11 香畑県県 526 131 84 徳島県県 179 34 11 香畑県県 194 34 40 愛島県県 502 79 52 高知県県 165 28 15 福岡県県 225 39 43 長崎県県 273 39 26 熊本本県 24 44 48 大分県 294][]					
長野県 570 79 26 岐阜県県 316 97 17 静岡県県 986 224 203 愛知県県 1,045 185 115 三重県県 557 92 34 滋育保保 201 41 34 京藤県県 178 31 15 大阪庫県県 583 139 42 奈原県県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 島根県県 208 26 23 岡山県県 457 103 45 広山島県県 536 149 102 山徳島県県 179 34 11 香媛県 179 34 11 香媛県 502 79 52 高田県県 806 147 70 佐場県 225 39 43 長崎県県 273 39 26 大分県県 294 44 48 宮崎県県 291 42 68 鹿児県 291							
岐阜県 316 97 17 静岡県 986 224 203 愛知県 1,045 185 115 三重県 557 92 34 滋園府 178 31 15 大阪府 318 83 8 兵庫県 583 139 42 奈歌川県 175 26 10 鳥根県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広山島県 536 149 102 山島県県 536 149 102 山島県県 536 149 102 山島県県 506 131 84 愛知県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県県 201 28 15 福岡県県 225 39 43 長崎県県 273 39 26 大分県県 225 39 43 大分県県 294 44 48 宮崎県県 291 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
静岡県 986 224 203 愛知県 1,045 185 115 三重県 557 92 34 滋育県 201 41 34 京都府 178 31 15 大阪府 318 83 8 兵庫県 583 139 42 奈即県 175 26 10 島県県 175 19 15 島田県県 208 26 23 岡山県県 457 103 45 広山県県 526 131 84 徳県県 526 131 84 徳県県 179 34 11 香媛県 502 79 52 高知県県 165 28 15 福岡県県 202 79 52 高田県県 273 39 26 長田県県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 市場県 432 38							
愛知県 1,045 185 115 三重県 557 92 34 滋賀県 201 41 34 京都府 178 31 15 大阪府 318 83 8 兵庫県 583 139 42 奈良県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 鳥県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山島県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香媛県 502 79 52 高川県 194 34 40 愛房 知県 165 28 15 福岡県 225 39 43 長崎県 273 39 26 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児県 432 38 33 沖水縄県 186 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
三 重 県 557 92 34 滋 賀 県 201 41 34 京 都 府 178 31 15 大 阪 府 318 83 8 兵 庫 県 583 139 42 奈 良 県 73 14 17 和 歌 山 県 175 26 10 島 取 県 157 19 15 島 根 県 208 26 23 岡 山 県 457 103 45 広 島 県 536 149 102 山 県 526 131 84 徳 県 179 34 11 香 媛 県 502 79 52 高 知 県 165 28 15 福 岡 県 202 79 52 高 知 県 225 39 43 長 崎 県 273 39 26 熊 本 県 346 45 37 大 分 県 294 44 48 宮 崎 県 291 42 68 鹿 児 県 <							
滋 質 県 201 41 34 京 都 府 178 31 15 大 阪 府 318 83 8 兵 庫 県 583 139 42 奈 良 県 73 14 17 和 歌 山 県 175 26 10 鳥 取 県 208 26 23 岡 山 県 457 103 45 広 島 県 536 149 102 山 口 県 526 131 84 徳 県 179 34 11 香 川 県 194 34 40 愛 媛 県 502 79 52 高 知 県 165 28 15 福 岡 県 225 39 43 長 崎 県 273 39 26 熊 本 県 346 45 37 大 今 県 294 44 48 宮 崎 県 291 42 68 鹿 児 島 県 432 38 33 沖 保 県 186 41 30							
京都府 178 31 15 大阪府 318 83 8 兵庫県 583 139 42 奈良県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 鳥取県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山島県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本介県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本介県 225 39 43 大分県 294 44 48 宮児島県 346 45 37 大分県 294 44 48 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
大阪府 318 83 8 兵庫県 583 139 42 奈良県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 島駅県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山島県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 273 39 26 熊本県 24 44 48 宮崎県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
兵庫県 583 139 42 奈良県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 島取県 157 19 15 島根県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 225 39 43 長崎県 273 39 26 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
奈良県 73 14 17 和歌山県 175 26 10 鳥取県 157 19 15 島根県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 225 39 43 長崎県 273 39 26 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
和歌山県 175 26 10 鳥取県 157 19 15 島根県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 225 39 43 長崎県 273 39 26 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
鳥 取 県 157 19 15 島 根 県 208 26 23 岡 山 県 457 103 45 広 島 県 536 149 102 山 口 県 526 131 84 徳 島 県 179 34 11 香 川 県 194 34 40 愛 媛 県 502 79 52 高 知 県 165 28 15 福 岡 県 225 39 43 長 崎 県 273 39 26 熊 本 県 346 45 37 大 分 県 294 44 48 宮 崎 県 291 42 68 鹿 児 島 県 432 38 33 沖 縄 県 186 41 30							
島根県 208 26 23 岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
岡山県 457 103 45 広島県 536 149 102 山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
広島県 536 149 102 山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
山口県 526 131 84 徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
徳島県 179 34 11 香川県 194 34 40 愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
香川県 502 79 52 79 52							
愛媛県 502 79 52 高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
高知県 165 28 15 福岡県 806 147 70 佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
福 岡 県 806 147 70 佐 賀 県 225 39 43 長 崎 県 273 39 26 熊 本 県 346 45 37 大 分 県 294 44 48 宮 崎 県 291 42 68 鹿 児 島 県 432 38 33 沖 縄 県 186 41 30							
佐賀県 225 39 43 長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
長崎県 273 39 26 熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
熊本県 346 45 37 大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
大分県 294 44 48 宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
宮崎県 291 42 68 鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
鹿児島県 432 38 33 沖縄県 186 41 30							
沖縄県 186 41 30							
						3, 819	

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
法第18条 報告徵収	16,929	45,028	40,576	34,621	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777
法第19条 立入検査	118,188	129,096	119,043	129,753	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697
法第12条の6 勧 告	0	8	1	0	31	22	6	5	14	1
法第14条の3の2 許可の取消し	71	239	312	607	884	722	732	699	795	1,095
法第14条の3 停止命令	156	102	91	87	72	88	77	72	66	67
法第14条の6 許可の取消し	4	21	49	26	40	33	33	71	59	107
法第14条の 6 停止命令	19	14	16	11	9	9	18	6	11	8
法第15条の3 許可取消し	6	24	37	33	21	42	40	34	48	47
法第15条の2の6 改善命令	31	44	80	63	44	38	22	17	24	17
法第15条の2の6 停止命令	13	23	47	54	22	28	18	14	13	16
法第19条の3 改善命令	108	179	159	107	107	100	71	54	40	47
法第19条の 5 措置命令	45	115	120	81	85	75	59	55	16	28
法第19条の 6 措置命令	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 産業廃棄物広域認定等に関する状況 (平成22年度実績) について

(1) 産業廃棄物広域認定の実績について

広域的に行うことによって廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資すると認められる廃棄物の処理については、従来、「広域再生利用指定制度」により、製造事業者等による自主回収及び再生利用を推進してきたところであるが、廃棄物の適正処理をより一層促進させるため、平成 15 年 12 月に従来の広域再生利用指定制度をより強化する形で「広域認定制度」が創設された。平成 22 年度における広域認定対象産業廃棄物ごとの回収量及び平成 22 年度末において認定されている認定数は次に示すとおりである。

表 4-1 産業廃棄物広域認定業者回収量(平成22年度実績)

対象産業廃棄物	回収量	(t)	認定	数
石膏ボード、石膏製品	255, 629	(259, 840)	2	(2)
窯業系サイディング	32, 680	(32, 456)	4	(5)
事務機器、情報通信機器又は情報処理機器	54, 344	(49, 675)	36	(31)
軽量気泡コンクリート	1, 976	(2,536)	3	(3)
工業用研削砥石	731	(771)	5	(5)
鋳物砂	15, 902	(6,091)	1	(1)
ロックウール	639	(714)	5	(5)
グラスウール	249	(419)	4	(4)
パーティクルボード	3, 892	(4,679)	5	(4)
けい酸カルシウム板及びゾノライト系けい酸カル シウム	429	(372)	4	(4)
木毛セメント板	0	(1)	1	(1)
タイル、ブロック、衛生陶器	0	(56)	1	(1)
押出し発泡ポリスチレン	5, 975	(5, 821)	4	(4)
発泡スチロール	99	(149)	1	(1)
ポリオレフィン床材	2	(1)	2	(2)
金属樹脂複合板	55	(33)	2	(2)
木粉入樹脂製成形材	0	(18)	1	(1)
ポリエステル繊維製品(ユニホーム)	383	(437)	20	(18)
表面保護フィルム	72	(48)	1	(1)
浸漬型膜分離装置	137	(120)	2	(2)
梱包用バンド	0	(0)	2	(2)
住宅設備機器	6,064	(5,954)	5	(5)
蛍光ランプ	87	(86)	1	(1)
高輝度放電灯及び紫外線発光放電灯	4	(1)	1	(1)
建築部材	83, 557	(78, 442)	12	(9)
原動機付自転車及び自動二輪車	127	(175)	17	(17)
FRP 船	463	(368)	1	(1)
小形充電式電池	1, 164	(1, 305)	1	(1)

密閉型鉛蓄電池、開放型鉛蓄電池、開放型アルカリ リ蓄電池、電源装置、ハイブリット車両用電池ユ	5, 489	(4, 090)	4	(4)
ニット				
陶器瓦	0	(0)	1	(1)
プラスチック製容器	860	(857)	4	(4)
吸収冷温水機、冷却塔、ファンコイルユニット、 太陽熱温水器(集熱器)	1, 067	(1, 061)	1	(1)
ナイロン6製産業用ネット	0	(0)	1	(1)
透析用監視装置、透析液供給装置及び透析装置	1	(1)	1	(1)
消火器	7, 796	(6,627)	1	(10)
UV ランプ	0	(0)	1	(1)
マットレス	25	(7)	1	(1)
環境試験器	15	(20)	1	(1)
プレフロアーシステム	261	(294)	1	(1)
発泡プラスチック断熱材	9	(4)	2	(2)
ゴムクローラー	89	(193)	1	(1)
紙製コンクリート型枠用堰板	2	(46)	1	(1)
道路交通安全製品	35	(26)	1	(1)
仮設用照明機器等	15	(15)	1	(1)
ビニル床タイル等	10	(14)	1	(1)
電子部品製造装置	1, 900	(4)	1	(1)
プラスチック製雨樋	3	(9)	1	(1)
農産物低温貯蔵庫	3	(5)	1	(1)
気泡緩衝材等	0	(0)	1	(1)
脱塩ビホース	0	(0)	1	(1)
木質繊維板	7	(0)	1	(1)
ボタン電池	2	(1)	1	(1)
清涼飲料水	7, 591	(10, 058)	1	(1)
ぱちんこ遊技機	11, 514	(0)	1	(1)
システムキッチン	365	(0)	1	(1)
クリーニング用ハンガー製品	32	(4)	1	(1)
コンクリート製鉄道資材	0	(0)	1	(1)
ナトリウム・硫黄電池	0	(-)	1	(-)
繊維製品	0	(-)	1	(-)
携帯電話	0	(-)	1	(-)
ポリエチレン製の容器	0	(-)	1	(-)
コンクリート製ポール	0	(-)	1	(-)
フェノール樹脂積層板	0	(-)	1	(-)
ポリエチレンタンク及びポリエチレンコンテナー	0	(-)	1	(-)
合計	501, 750	(473, 905)	187	(179)

注) 1.()内は、前年度の実績である。

(2) 産業廃棄物再生利用認定の実績について

産業廃棄物の再生利用を促進するため、生活環境の保全上の支障がなく確実な再生利用を行うことのできる産業廃棄物について、対象産業廃棄物と再生利用の方法を環境大臣が定め、事業者の申請により認定し、処理業の許可及び施設設置の許可を不要とする「再生利用認定制度」が設けられている。 平成22年度におけるこの認定制度による再生利用の実績は次のとおりである。

表 4-2 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成22年度)

再生利用の内容	再生利用量 (t)	再生品数量 (t)	再生に伴い生じた 廃棄物の数量 (t)	認定 業者数
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料と	67, 603	23, 118, 262	0	23
して使用	(76, 961)	(26, 709, 667)	(0)	(23)
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素	866	779	39	5
油を製造	(582)	(512)	(79)	(5)
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄 を原料として製造された加工品が廃棄物とな				
ったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供す	0	0	0	1
る転炉において溶銑に再生し、かつ、これを	(0)	(0)	(0)	(1)
鉄鋼製品の原材料として使用				
廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限 る。)に含まれるカルシウムをセメントの原 料として使用	12, 842 (11, 689)	12, 003, 895 (9, 842, 769)	0 (0)	18 (17)
鉱物又は鉱物の製錬若しくは精錬を行う工程				
で生ずる副生成物等を原材料として使用する	27, 288	16, 810	0	2
製鉄の用に供する施設において、金属を含む	(5, 495)	(3,950)	(0)	(2)
廃棄物から金属を再生品として得る				
合計	108, 559 (94, 727)		39 (79)	49 (48)

注) 1.() 内は、前年度の実績である。

^{2.} 廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する実績及び廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する実績については一般廃棄物の実績も含む。

(3) 産業廃棄物広域再生利用指定の実績について

広域認定制度の創設により廃止した「広域再生利用指定制度」は、広域再生利用指定制度により指定を受けていた者については制度廃止後も従来どおりの取扱いを可能とする経過措置を設けていたが、平成23年4月1日をもって経過措置を廃止した。なお、平成22年度における指定産業廃棄物ごとの回収量及び平成22年度末において指定されている指定数は次に示すとおりである。

表 4-3 産業廃棄物広域再生利用指定業者回収量(平成22年度実績)

指定産業廃棄物	回収量(t)		指定数	
廃タイヤ	284, 339	(260, 686)	2	(2)
廃パチンコ台	55	(2,736)	8	(8)
工業用研削砥石	0	(610)	0	(1)
ロックウール	0	(50)	0	(1)
実験用動物輸送容器	0	(246)	0	(1)
クリーニング用ハンガー	0	(35)	0	(1)
電子部品製造装置	0	(5)	0	(1)
습計	284, 394	(264, 368)	10	(15)

注) 1.()内は、前年度の実績である。

^{2.} 廃パチンコ台の回収量については、20kg/台として計算した。

5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

[産業廃棄物行政組織等調査(平成21年度実績)による]

(1) 最終処分場の残存容量(平成22年4月1日現在)

最終処分場の残存容量は約18,003万 m^3 であり、前年度から約364万 m^3 (約2.1%)増加した。

表5-1 最終処分場の残存容量(平成22年4月1日現在)

(単位: m³)

		(
最終処分場		残 存 容 量	
遮 断 型 処 分 場		12, 530	
		(16, 085)	
少 安那!!	∜ \\ * /-	75, 425, 681	
安定型処分場	総数	(75, 444, 458)	
管理型処分場	∜ \\ * /-	104, 595, 956	
	総数	(100, 933, 198)	
		25, 873, 629	
	うち海面埋立	(21, 770, 898)	
計		180, 034, 167	
		(176, 393, 741)	

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 - 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 - 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数(平成22年4月1日現在)

平成 21 年度の最終処分量及び平成 22 年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余 年数を推計すると、全国では13.2 年であるが、首都圏では4.4 年と依然として厳しい状況にある。

表 5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分	最終処分量	残存容量	残余年数
	(万 t)	(万m³)	(年)
全 国	1, 359	18, 003	13.2
	(1, 670)	(17, 639)	(10.6)
首都圏	4 3 3	1, 892	4. 4
	(4 3 6)	(2, 028)	(4. 7)
近畿圏	2 2 5	2, 009	8. 9
	(2 4 1)	(1, 750)	(7. 3)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 - 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。 (t とm³の換算比を1とする)
 - 3. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

